

平成25年(ワ)第758号 不当契約条項使用差止請求事件

原告 特定非営利活動法人消費者ネット広島

被告 株式会社早稲田自動車学園

証拠説明書

平成27年5月26日

広島地方裁判所民事第1部1E係 御中

被告訴訟代理人弁護士 渡部 邦 昭



乙 号証	標目 (原本・写しの別)	作成者	作成 年月日	立証趣旨
81	陳述書 (原本)	登島輝雄	H27.3.17	原告の本件訴えは、消費者契約法上の訴訟要件を欠いており、門前払い(却下)されるべきであること。
32	2012年度事業報告書(ウェブページ写し)	原告	H27.4.26 (印刷日)	訴状に記載されなかった面談に関する一連の経緯が、法41条書面送付・提起に至る重要な事実であったと原告が認識していること。 法41条書面送付後に被告が「～半額を返金します」と回答したとする誤った記載があること。
33	差止め・申し入れ情報(ウェブページ写し)	原告	H27.4.26 (印刷日)	同上

※平成27年3月30日付証拠説明書は撤回いたします。

以上

乙第 32 号証

【第 1 号議案】 2012 年度事業報告ならびに決算承認の件

2012 年度事業報告書

2012 年 4 月 1 日から 2013 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 消費者ネット広島

1. 事業の成果

- ・消費者ネット広島は、消費者からの情報に基づき、不当な契約や勧誘などを事業者に対して申入れ等を行う「差止業務」と、消費者被害防止のために講演や研修会の開催、広報活動、ネットワークづくりなどの「啓発事業」の 2 つの柱をもって活動をしています。
- ・差止業務では、自動車学校の中途解約による精算金額が不明確で、返金条件が限定されている事案について検討を重ねましたが、十分な回答がないため提訴を予定しています。
そのほか、結婚式場のキャンセル料については、一定の改善が図られたため終了。現在、互助会や通信教育、光回線の解約時の問題について検討を続けています。※概要は別紙参照
- ・啓発事業では、広島県から委託を受けて相談員養成講座やレベルアップ研修、見守りサポーター研修を 2012 年度も実施。養成講座の受講者のうち、専門相談員の認定試験に 6 名が合格しました。(県内で 7 名が合格) 見守りサポーター養成研修は、県内 13 の市町で実施。これまでの 3 年間で 10 市 8 町に取り組みが広がりました。
- ・消費者被害防止ネットワークの取り組みでは、賛同いただいている 10 団体が共催して、2 月にシンポジウムを開催。福祉関係者や法曹界、行政など 300 名の参加をいただき、地域での見守りの必要性について、認識を深めました。
- ・この間の活動が評価され、2012 年 4 月 25 日に消費者支援功労者表彰(内閣府特命担当大臣表彰)が授与されました。
- ・会員数は、個人会員 350 名、団体会員 9 団体とわずかに増えていますが、NPO 法人として消費者に広く知っていただくための広報活動や、注意喚起のための情報提供活動は課題を残しました。

2. 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に関する事項

事業名 (定款に 記載した 事業)	事業内容	①実施日 ②実施場所 ③従事者の人数	受益対象者 の範囲及び 人数	支出金額 (円)
① 消費者 問題の調 査、研究、 救済、文 援 の活動	消費生活相談員養成講座(委託事業) 6/16~7/15 広島会場 受講者 76 名 6/30~7/29 福山会場 受講者 46 名 各会場とも土日の 3 日間、19 のテーマで 講座を実施。	①6/16~7/29 ②広島・YMCA 福山プラザホテ ル ③2 名	消費者問題に ついて関心が ある県民 121 名	3,212,260
	高齢消費者等見守りサポーター養成研修 (委託事業)	①7/27~3/18 ②県内 13 市町、16	各地域の民生 委員、介護福	719,829

	日頃、地域で高齢者のお世話をされる民生委員や介護福祉関係者等を中心に、消費者被害の実態や防止のための見守りの必要性について研修 ※概要別紙参照	箇所 ③8名	社関係者等 653名	
	消費生活相談員等レベルアップ研修(委託事業) 4テーマ(旅行業、不動産取引、保険・金融商品、精神的な不調を抱えた方への相談対応)について現任相談員を対象にした研修を実施。	①9/26~1/31 ②広島 YMCA ほか ③2名	県内の消費生活相談員等 67名	2,411,945
	書籍、専門誌購読	①通年②消費者ネット事務所③1名	不特定多数	10,295
② 社会制度の改善・提言	広島県議会にて「消費者のための新たな訴訟制度の創設を求める意見書」採択	①7月2日 ②広島県議会 ③8名	不特定多数	0
	集団的消費者被害回復に係る訴訟制度案についての意見書を消費者庁等に提出	①9月9日 ②消費者ネット事務所 ③14名	消費者庁ほか 不特定多数	0
	消費者委員会との意見交換会	①2月26日 ②東京 ③1名	適格消費者団体5団体6名 と消費者委員会9名 計15名	0
③ 啓発関連の講演・研修会	第1回相談員学習・情報交換会 「グルーボンによるサービストラブル」について事例を持ち寄り相談員と弁護士で学習	①7月4日 ②消費者ネット事務所 ③1名	相談員、弁護士12名	0
	広島県内の消費者行政担当職員研修にて、消費者団体訴訟制度について説明	①7月6日 ②消費生活課研修室 ③1名	県内の担当職員20名	0
	呉中央中学校での啓発講座 保護者からの依頼を受けて、中学生対象のインターネット、ケイタイのトラブルについての講演開催を支援	①12月20日 ②呉中央中学校 ③1名	全生徒、希望の保護者など 280名	0
	第2回相談員学習・情報交換会 「火災保険による自然災害給付金での住宅改修のトラブル」について事例を持ち寄り相談員と弁護士で学習	①1月26日 ②広島市消費生活センター研修室 ③1名	相談員、弁護士等21名	0

	高齢者の消費者被害防止シンポジウム 基調講演「老いの安全・安心を守る」 講師 樋口恵子さん 社協、民生委員、警察、相談員によるパ ネルディスカッション	①2月25日 ②広島県民文化セ ンターホール ③8名	会員、消費者、 福祉関係、法 曹界、行政な ど300名	4,441,791
④広報、情 報提供	ふくろうニュースNo.17発行	①5月18日 ②消費者ネット事 務所 ③2名	会員ほか不特 定多数	2,000
	広島市消費者のひろばにて、啓発展示、DVD 上映、パンフの配布	①5月19日 ②シャレオ中央広 場 ③2名	不特定多数	0
	啓発DVD500部、パンフ1万2千部の作成 し、各市町の窓口や公民館、関係団体等に 配布、研修等で活用した。	①5月16日～ ②消費者ネット事 務所 ③2名	不特定多数	4,815,165
	ふくろうニュース号外の発行	①6月9日 ②消費者ネット事 務所 ③2名	会員ほか不特 定多数	5,940
	消費者&事業者シンポジウム消費者啓発展 示	①9月20日～21日 ②シャレオ中央広 場 ③2名	不特定多数	0
	ホームページからの情報提供	①適時 ②消費者ネット事 務所 ③1名	不特定多数	0
	⑤諸機関 とのネッ トワーク	消費者行政しらべ分析会 県消団連として取り組んだ県内各市町 の消費者行政の状況について報告、分析	①6月19日 ②広島県生協連 ③2名	消費者団体7 団体
広島県消費者団体連絡協議会総会、第1回 幹事会		①7月20日 ②消費生活課研修 室 ③2名	7団体11名 行政2名	0
消費者被害防止ネットワーク委員会運営 委員会		①8月3日 ②消費者ネット事 務所 ③1名	ネットワーク 関係団体7団 体8名	0
第13回適格消費者団体連絡協議会 結婚披露宴の解約料の問題について事 例報告。		①9月8日 ②大分市 ③2名	全国の関係団 体、消費者庁 等48名	47,800
消費者被害防止ネットワーク県民のつど い企画会議 企画の趣旨や講師候補、日程等の協議		①9月14日 ②消費生活課研修 室 ③1名	関係団体など 12名	0

	中国四国地方消費者フォーラム第1回実行委員会	①10月11日 ②松山市 ③1名	行背う、消費者団体 25 団体	0
	消費者被害防止ネットワーク県民のつどい第2回企画会議 企画案に基づき、企画の詳細を検討し、基調講演とパネルディスカッションによるシンポジウム開催を確認。	①11月19日 ②消費生活課研修室 ③1名	関係団体等 14名	0
	消費者意識調査検討会 県消団連が8月～9月に実施した消費者問題の意識調査について	①10月26日 ②メルパルク広島 ③2名	消費者団体、行政等 12名	0
	消費者のつどい 2012 意識調査の取り組みを報告	①11月7日 ②鯉城会館 ③2名	消費者、行政など 198名	0
	クレ・ちほ第18回シンポ in 広島で消費者行政しらべの取り組みについて報告	①11月10日 ②南区役所別館 ③1名	全国から参加の弁護士等 50名	0
	中国四国地方消費者フォーラム 広島より見守りサポーター養成研修の取り組みについて報告	①12月6日 ②松山市 ③2名	中国四国の消費者団体、行政、消費者庁など 112名	9,080
	消費者団体訴訟制度シンポジウム 適格消費者団体としての活動事例について依頼され報告した	①3月14日 ②大阪市 ③1名	消費者、行政など 150名	0
	第14回適格消費者団体連絡協議会 各団体の活動交流と消費者庁からの報告に基づき協議した。	①9月16日 ②東京都 ③2名	関係団体、消費者庁など 63名	53,480
⑥ 不当行為是正	実施しなかった			0
⑦ 申入れ、問合せ等 差止業務	S ホテルへ結婚披露宴のキャンセルの際の取消料について申入番送付	①4月24日 ②消費者ネット事務所 ③14名	不特定多数	800
	Y 自動車学校に回答書の内容が解りにくく、詳細な説明を伺うための懇談をしたいとの要請書を送付	①5月14日 ②消費者ネット事務所 ③14名	不特定多数	800
	A ホテルに対し、取消料の定めについて、モデル約款と比較しても高額で平均的損害を超えるため、是正を求める再申入番を送付	①7月2日 ②消費者ネット事務所 ③14名	不特定多数	840

S ホテルに対し、約款の中にキャンセル料の基準となる申込金の額や会場費が不明なため質問書を送付	①7月2日 ②消費者ネット事務所 ③14名	不特定多数	840
Y 自動車学校からの質問書に対して回答、再度面談の申入書を送付	①7月20日 ②消費者ネット事務所 ③14名	不特定多数	620
互助会に対して解約手数料を定めた書類の提出を求める要請書を送付	①7月20日 ②消費者ネット事務所 ③14名	不特定多数	280
A ホテルからの文書に対する回答を送付	①8月10日 ②消費者ネット事務所 ③14名	不特定多数	300
全日本冠婚葬祭互助協会に解約時の払い戻し金額が記載した書類等についての質問書を送付	①8月10日 ②消費者ネット事務所 ③14名	不特定多数	400
K 自動車学校に誓約書及び約款の提出を求める依頼書を送付	①8月10日 ②消費者ネット事務所 ③14名	不特定多数	80
Y 自動車学校へ差止請求書面を送付 解約時の精算方法や違約金の根拠に疑義があり、是正申入れの主旨理解のための面談を養成したが回答がないため。	①9月25日 ②消費者ネット事務所 ③14名	不特定多数	840
互助会に解約手数料の算定基準について、その根拠とモデル約款との関係等の質問書を送付	①11月19日 ②消費者ネット事務所 ③14名	不特定多数	80
A ホテルに対し、規約を変更し一定の改善が図られているとして終了通知を送付	①11月19日 ②消費者ネット事務所 ③14名	不特定多数	120
Y 自動車学校に、回答の内容が質問に応えた内容でないため再通知を送付	①12月25日 ②消費者ネット事務所 ③14名	不特定多数	840
S ホテルの回答書をもとに検討したが、結論が出ず、一旦終了することになり終了通知を送付。	①12月25日 ②消費者ネット事務所 ③14名	不特定多数	120
通信教育を行う専門学校に対し、中途退学の際の諸費用の精算の定めについて質問書を送付	①12月25日 ②消費者ネット事務所 ③14名	不特定多数	860

	その他情報提供者への御礼の返事	①12月25日 ②消費者ネット事務所 ③1名	不特定多数	80
	貸衣装店裁判費用	①12月25日 ②消費者ネット事務所 ③2名	不特定多数	318,000
⑦110番活動	広島市の消費者月間行事として、消費生活弁護士相談会を実施。6名の弁護士に18件の相談を対応いただいた。	①5月19日(土) ②広島市消費生活センター研修室 ③7名	相談に来られた市民16名	54,000
⑦検討会議	検討委員会の資料送付費用等	①1回 ②消費者ネット事務所 ③1名	委員3名	720

(2) その他の事業
実施しなかった

3. 別記

(1) 理事会等の開催状況

	内容	開催日 開催場所	参加状況	支出金額 (円)
第10回定時総会 ・記念講演会	○講演「消費者関連法改正とその背景」 講師 国民生活センター 理事長 野々山 宏さん ○広島弁護士会劇団「消費者一歴」による 悪質商法の手口を寸劇で紹介 ○定時総会 昨年度の活動報告、決算の承認 今年度の方針と予算を決定	6月9日(土) 13:30-16:00 広島YMCAコ ンベンション ホール	総会139 名(実出 席49名) 講演会 64名	263,172
理事会	4/20 第1回 ・検討委員会からの提案事項 ・第10回定時総会・講演会関係 5/29 第2回 ・検討委員会からの提案事項 ・定時総会・講演会の当日任務分担等 6/29 第3回 ・検討委員会からの提案事項 ・会員拡大、活動課題の進め方 7/30 第4回 ・検討委員会からの提案事項	9回 消費者ネット 事務所	役員 15名 他3名	8,006

	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止ネットワークの取り組みについて 9/3 第5回 <ul style="list-style-type: none"> ・検討委員会からの提案事項 ・防止ネットワーク2月つどいの企画検討 ・地方消費者グループフォーラムの参加 11/9 第6回 <ul style="list-style-type: none"> ・検討委員会からの提案事項 ・2/25 消費者被害防止シンポジウムの開催確認 ・ネットワーク構築に向けた今後の展開 ・事務所維持管理に関して 12/31 第7回 <ul style="list-style-type: none"> ・検討委員会からの提案事項 ・事務所維持管理費の件 2/12 第8回 <ul style="list-style-type: none"> ・検討委員会からの提案事項 ・第11回定時総会、記念講演について 3/7 第9回 <ul style="list-style-type: none"> ・次期の体制に向けて ・今後の重点課題、方向性について 			
検討委員会	4/3、5/10、6/12、7/9、8/7、9/13、10/22 11/16、12/19、1/22、2/20、3/25	12回	委員 11名	720
監査	監査	5月8日	4名	0
調査実施	第3者調査実施	6月4日	3名	0
啓発委員会	第1回 消費者被害防止ネットワーク県民のつどい(仮称)の企画案について協議	8月23日 消費者ネット 事務所	委員4名	0
被害防止ネットワーク県民のつどい(仮称)企画会議	第1回 企画案について協議 福祉の見守り制度について、県社協の上田地域福祉課長より報告を受け学習した。	9月14日 消費生活課研 修室	8団体11名 事務局 1名	0
	第2回 企画案に基づき、日程、会場、講師、パネリストについて検討、内容を確定した。 企画の名称は「高齢者の消費者被害防止シンポジウム」とした。	10月19日 消費生活課研 修室	8団体11名 事務局 企画会 社3名	0

(2) 主な検討事案の概要と結果

検討事案	検討、申入れの概要	検討の結果
Y自動車学校	<p>4/3 付けで中途解約の場合、「コース料金の払い戻しをしない」という案内書面に問題があり申入れをし、その回答について検討。5/14 付けで、解約時の精算方法や解約料算出の根拠が解りにくいため、説明を伺うための懇談を求める要請文を送付。5/29 回答書受理。</p> <p>7/20 付けで問題点の具体例を示し、再度面談を要請するも回答なし。9/25 付けで差止請求書面を送付。</p> <p>10/1 付けで「未消化部分の半額を返金します」と内容を改訂するとの回答を受理</p>	<p>解約時の精算額が一義的でなく不明確。返金条件を「やむを得ない事由があると認められた場合」と限定され、原則返金しない規定になっているため、12/25 付けでこのままでは差止訴訟を提起することになるとの回答書を送付。その後、連絡がないため、提訴に向けて準備。</p>
A ホテル結婚式場	<p>挙式3週間前のキャンセル料について、確定していない見積書の50%として、実際の損害を計算せずに便宜的に見積書を基準にしていることや、業界のモデル約款を上回るキャンセル料のため、2012年3月に申入れしたが、4/11 付け回答書では事業者は問題視せず。</p> <p>7/2 付けで再申入れ。取消料の規定が披露要150日以前は申込金(10万円)全額、29日前～10日前まで申込金全額+見積金額50%とモデル約款より高額で平均的損害を超えるとは是正を求め交渉。</p>	<p>365日以前は申込金25%、180日前までは申込金50% 29日～10日前は見積金額の50%と一定改善が図られたため、11/12 付けで終了。</p>
冠婚葬祭互助会	<p>互助会の約款を入手(2011年12月)月2500円の掛け金で100回コースを満期後に解約した場合、18.4%の解約手数料が発生する内容。(以降、同様の情報数件あり)</p> <p>他の適格団体が行った訴訟の地裁判決を受けて、消費生活センターへの相談も増えているため、7/20 付けで資料提供の要請。約款と解約料の算出基準について検討をすすめた。11/19 算定基準の根拠等について質問書送付、1/12 回答書受理。2/22 互助会より改訂案について説明のため来所。</p>	<p>2013年1月の大阪高裁の控訴審でも、解約金条項のほとんどの部分の差止めを認めている。</p> <p>改訂案の実施について確認問合せをし、今後の対応を検討する。</p>
通信教育	<p>12/85 退学による諸費用の精算について定めている書面(約款)があるか質問書を送付。1/29 回答受理</p> <p>合格者に送付する「入学手続き(お知らせ)」の中で、注意事項として「3月31日までに入学辞退があった場合は全額返還する。その後は入学辞退・退学に係わず一切返還いたしません」という文書を新たに提示し、受験生に熟知させるとの内容。</p>	<p>4月1日以降の入学辞退については原則返還義務はないとする最高裁判決との関係で、あらためて分析検討することに。</p>
その他	<p>光園線の契約期間内の中途解約で、中途解約違約金と契約解除料の2重にキャンセル料を請求される規定に</p>	<p>県と広島市に同様の相模事例はないか情報提供申請。</p>

	ついて	かなりの相談件数があり、内容について分析中。
--	-----	------------------------

●会員状況(2013年3月31日現在)

会員区分	会員の種類	会員数
個人	個人正会員	286人(前年285人)
	個人賛助会員	64人(前年59人)
団体	団体正会員 生活協同組合ひろしま 広島県生活協同組合連合会 広島中央保健生活協同組合 生活協同組合ひろしま虹の会 生活協同組合ひろしま労働組合 広島合同労働組合生協ひろしまパート支部 弁護士法人広島メープル法律事務所	7団体
	団体賛助会員 広島大学消費生活協同組合 呉市消費者協議会	2団体

乙第33号証


 内閣府認定 特定非営利活動法人
消費者ネットワーク広島
 082-962-6181
月曜日・金曜日14時から17時まで(休日を除く)
 〒730-0002 広島市南区南大蔵2-1-1

ホーム | 組織概要 | 活動内容 | 見守りねっとメルマガ登録 | 志者の被害防止 | 差止め申し入れ情報

ホーム > 差止め・申し入れ情報 > W白動車子校

サイト内検索

送信

緊急情報
 県内でこんなトラブルが増えています
 登録情報一覧

見守りねっとメルマガ登録
 要メールで追加登録
 ご登録はこちら

弁護士等による
 情報収集受付を
 行っています。
毎週火・木曜日(祝日は除く)
 午後2時～午後4時まで
 082-962-6181

アンケートにご協力ください!!
 クリックでアンケートに答える!!

新着情報
 お知らせ
 年度別活動報告
 広報活動

会員募集

情報提供

リンク集
 会員ページ

消費者団体
 差止め
 禁止請求
 事例集

株式会社 早稲田自動車学園

- 2012.1.24 申入れ
 「23才までの限定コース」「特約コース」の案内文書において、中途解約の場合、コース料金の払い戻しをしないという契約内容に随み取れるため、改善を求める申入れを行った。
- 2012.2.29
 次年度(4/1)より改定するとの回答を受理しました。
- 2012.5.14
 解約時の精算方法や解約料算出の根拠が解りにくいため、説明を伺うための相談を求める要請書を送付しました。
- 2012.5.28
 5/14付け要請書にある指摘事項に対して、具体的根拠を求める文書を受理しました。
- 2012.7.20
 問題点の具体例を示し再度相談を要請しました。
- 2012.9.25
 差止請求書面の送付「未消化部分の半額を返金しませう」と内容を改訂するとの回答書を受理しました。
- 2012.12.25
 解約時の精算額が一時的でなく不明確。返金条件を「やむを得ない事由があると認められた場合」と限定され、原則返金しない規定になっているため、このままでは差止訴訟を提起することになると回答書を送付しました。
- 2013.6.7
 その後、連絡がないため提訴に向けて準備。6/7に提訴しました。 **訴訟**
- 2013.7.17 第1回期日が終了しました
 原告側より現状陳述がされ、特定の教習コースにおいて、「中途解約の場合、残回数料金の半額を返金する」と返金制限があることや、その返金額も具体的に明示されておらず消費者にとって解りにくい点もある等と問題点を上げ、本解約条項が平均的損害を超える違約金を定めたものであり違反すると主張、被告側より、既にコースの説明書は改訂した。返金についても「やむを得ない事由」があるか否かに拘らず、実際は全額返還しているとの答弁がされた。 **筆弁書**

特定非営利活動法人
消費者ネットワーク広島

内閣総理大臣認定
選抜消費者団体

〒730-0017
広島市中区鉄砲町1番20号
第3ウエノビル3F
TEL 082-962-6181
FAX 082-962-6182
info2@shohinet-h.or.jp

2013.9.18 第2回期日が終了しました

原告より、中途解約の場合作の返戻金に関する契約内容を是正したという契約書類や募集時の説明資料の提出と、それらをどのように説明しているか、また改訂次期、理由について明らかにするよう申立した。8月12日、原告側より相手方答弁書に対して求釈明申立書(質問書)を提出。求釈明申立書

被告側からは、本年6月16日付けで入校申込書及び誓約書を改訂したことや、その書類及び教習料金等の概要、教習の手引きを使って入校時に詳しく説明していると回答した。

被告側より準備書面(質問書に対する回答)が提出されました。準備書面

2013.10.30 第3回期日が終了しました

原告側より改訂内容が不十分との準備書面を提出しました。準備書面

被告側から、次回期日の1週間前までに反論説明を提出し、細かい説明をしたいとの答弁がありました。

2013.12.11 第4回期日が終了しました

被告より、「普通車教習料金等の概要」は教習生に示すだけで交付はしていない。誓約書は、入校申込書の裏面であって、コピーしたものを交付しているため、返金の料金精算については、教習生はよく認識理解している。随時必要な改訂を行い、教習生に丁寧に対応し、全指連(全日本指定自動車教習所協会連合会)の指導にも沿った対応をしている等の陳述がされた。

被告準備書面

裁判所から原告に対し、被告の改善内容を精査し、陳述の趣旨との関連でどう対応するか次回期日までに検討するよう指示がありました。

2014.1.30 第5回期日が終了しました

原告より、第2準備書面の陳述を行った。原告第2準備書面

裁判所より、被告に対し、原告の改善要求に応じられるか検討し、改善をしたならその内容を破認できる資料を提出するよう指示。原告に対して、被告が原告の改善要求を受け入れるのであれば和解で終了する方向だろうが、応じられない場合は請求の趣旨の内容を再検討するよう指示。

2014.3.10 第6回期日が終了しました

原告より、改善の状況について、ウェブページの改定等で客観的に明らかにするよう要求。

被告より、ウェブページの改定を拒否し、本訴の取り下げを要求。和解には応じない姿勢。

裁判所より、被告に対して、現在使用している入校申込書の書証提出及び陳述書(相談～契約までの流れ、契約者に交付する書面・説明内容・契約書類等改訂の経緯を説明するもの)の提出を指示。

原告に対して、被告提出書面の反論の検討を指示。被告準備書面

2014.4.23 第7回期日が終了しました

原告より、求釈明申立書と調査囑託申出書を提出。全指連の指導に沿っているという被告の主張があるため、ガイドライン等を破認する必要がある旨を説明した。

原告求釈明申立書、調査囑託申出書

被告より、証拠説明書と陳述書が提出された。被告証拠説明書、陳述書

裁判所より、被告に対し、全指連のガイドライン等の提出ができるか5月9日までに回答を指示。出でこないのであれば調査囑託採用する方向で検討。

原告に対し、被告の主張どおりの運用が客観的になされていることが確認できれば足りるのか、被告の主張内容自体問題視するのか、被告の回答を待って検討するよう指示。

2014.6.11 第8回期日が終了しました

原告より、被告に対して改善経緯の説明を求めた。

被告より、証拠説明書が提出された。被告証拠説明書

裁判所より、原告に対し、改善後の被告の運用自体が法律違反と主張するのか、運用が確認できたらそれでよいのか、検討するよう指示があった。それに応じて尋問が必要か検討すること。また、請求の趣旨を見直す必要があるか検討するよう指示もあった。

2014.7.23 第9回期日が終了しました

原告より、第3準備書面、証拠説明書を提出。原告第3準備書面、証拠説明書

裁判所より、原告が甲12、13号証を基に主張する全指運の指運内容を踏まえて、ウェブページにおける解約返戻金の定めが掲示ができるかどうか検討するよう指示があった。

2014.9.8 第10回期日が終了しました

原告より、甲14号 証拠説明書を提出。原告証拠説明書

被告より、準備書面陳述、乙23～25号 証拠説明書を提出 被告準備書面 被告証拠説明書

裁判所より、進行期日として原告事務所に訪問し、被告の運用状況を確認するとともに、書類改訂の経緯の説明を受けることとする。日程は追って指定する。

被告は取り下げでの終結を希望しており、原告の方で運用状況と改訂事情を確認すれば終結を取り下げてもいいのかを検討するように。と指示があった。

2014.11.17 第11回期日が終了しました

被告側が入校希望者に対する説明を要請し、それに対する疑問点等を原告側及び裁判所から質問した。

被告が使用した現行の説明資料は後日証拠提出される予定。

裁判官からは原告側に次回期日までに訴訟進行を検討するよう指示あり。

NEW 2015.1.15 第12回期日が終了しました

原告より、第4準備書面提出。原告第4準備書面

被告より、平成27年1月15日付け準備書面提出。被告準備書面

上記資料は、次回期日までに被告が書証として提出する予定。

被告の「払戻金計算表」の算式については、原告第4準備書面の主張を踏まえ、被告において現状の運用との比較検討を行うとのこと。

上記算式の取扱いについて協議がまとまらなかった場合には、原告において訴訟の趣旨を再検討する必要がある。

次回期日は2015年2月16日

お問い合わせ →

メールでのお問い合わせ頂けます。

リンク先 [プライバシーポリシー](#) [サイトマップ](#)



内部処理人による連絡消費者団体
特定非営利活動法人
消費者ネット広島

不当な取引・不当請求の情報は消費者ネット広島事務局にご連絡ください。

082-962-6181

月曜日・金曜日（祝日）を除く平日午後10時迄

〒750-0001 広島県広島市東区本町1-1-1 消費者ネット広島事務局